## 平田国学の明治

――平田胤雄と本教教会をめぐって -

#### 録 \_\_\_\_\_

抄

時期といえる。

中期といえる。

中期といえる。

本稿は、平田篤胤の学問、いわゆる平田国学について宗家である平田家に注目し、その明治前半の動向を論じるものである。対象とする明治五年から明治一〇年代は、政府によって近代化政策をはする明治五年から明治一〇年代は、政府によって近代化政策をはずる。

い。近代への過渡期といえるこの時代に、平田国学の実際は如何派国事犯事件以降に関する注目度は低く、未だ不明確な点も多一方、平田国学研究においては、明治四年(一八七一)の平田

起する。

正家当主である平田胤雄と、彼が関わった平田神社、本教教会、出版事業などについて検討をおこなう。これにより、島崎藤村の出版事業などについて検討をおこなう。これにより、島崎藤村の出版事業などについて検討をおこなう。これにより、島崎藤村の出版する。

相

澤

みのり

キーワード 平田篤胤、平田銕胤、平田神社、平田派、近代神道

#### はじめに

学の明治前半の展開について、その宗家である平田家の動向に着目し本稿は、近世後期の国学者平田篤胤が遺した学問、いわゆる平田国

論じるものである。

た」と指摘し、これを批判している。この「没落」の史観を生んだ要みが強調され、見るべきほどの成果はないというのが一般的であっ学者といえば、もっぱらその「没落」や時代錯誤性、復古・反動性の明治期の平田国学は、幕末維新期に比べ注目度が低いとされてき

である。 因のひとつとされるのが、明治四年(一八七一)の平田派国事犯事件

の認識の範囲を広げることになった。
事件によって平田派が政府内から排除されたことは事実であるもの
の、当時の平田派が皆、政治的主導権の掌握を目的として活動してい
の、当時の平田派が皆、政治的主導権の掌握を目的として活動してい
の認識の範囲を広げることになった。

勢力を保っていたとして「没落」には否定的な見方を示している。れに対して、論争そのものは出雲派が優勢であり、平田派はなお一大派を支持した平田派の更なる衰退を印象づけた。ただし、原武史はこの名を祭神に加えるという出雲派の主張が叶わなかったことが、出雲また、明治一三年(一八八○)に起きた祭神論争では、大国主大神

主体的な視線で見据える議論は十分とは言い難い。 主体的な視線で見据える議論は十分とは言い難い。 主体的な視線で見据える議論は十分とは言い難い。 主体的な視線で見据える議論は十分とは言い難い。 主体的な視線で見据える議論は十分とは言い難い。 主体的な視線で見据える議論は十分とは言い難い。

こうしたなかで本稿が着目するのは、死角の中心ともいえる平田宗

如何なるものであったのか。など、近世から長く平田国学の拠点として機能した平田家の明治は、家と、当時の当主平田胤雄の動向である。気吹舎の運営や書籍の出版

が、 対象としてさほど興味を惹く存在ではなかったと考えられる。 めに気吹舎を継承できなかった人物として概ね低調であるなど、 たとえば、宮地正人による胤雄への評価は、病弱で学問が不十分なた は曖昧で長く閑却されてきたといってよい。数少ない言及をみても、 七四)に正式に家督を相続したにも関わらず、先行研究での位置づけ 胤の末子で延胤の十五歳下の弟、胤雄である。 家のミッシングリンクともいえる期間に当主を務めていた人物が、 し当主となるが、この間には約十五年間の空白が存在する。この平田 治一九年(一八八六)に、現在四代とされる盛胤 とともに幕末維新期の平田家を支えた有望な継嗣であった。 明治前半の平田家が注目されてこなかった要因のひとつといえるの 明治五年(一八七二)の三代延胤の病没である。延胤は二代銕胤 胤雄は明治七年(一八 (戸沢盛定) が入家 その後明

う。 で、平田家の存在とこの時代の重要性を示唆するものといえるだろ は、今後の研究課題のひとつとして「明治四年以降の平田家と門人」 は、今後の研究課題のひとつとして「明治四年以降の平田家と門人」 とあげ、胤雄の活動への注目を促している。平田国学を理解するうえ をあげ、胤雄の活動への注目を促している。平田国学を理解するうえ をあげ、胤雄の活動への注目を促している。 平田家と門人」 関係資料」(以下、「平田家史料」という)の分析を行った中川和明 関係資料」(以下、「平田家史料」という)の分析を行った中川和明

にも急激な変化と試行錯誤が続く時代である。西洋文明の流入にとも明治五年から一○年代は近世から近代への過渡期にあたり、社会的

神社を創建、続けて本教教会という教会組織を創設する。
って形成されていくなか、religionの訳語として生成された「宗教」の観念もそのひとつとして注視される。教部省下での大教院の設置との観念もそのひとつとして注視される。教部省下での大教院の設置との観念を表のひとつとして注視される。教部省下での大教院の設置との観念を表してという教会組織を創設する。

の一例を、実証的に示すものである。 の一例を、実証的に示すものである。近代における国学や神道の現場 要ともいうべき動きであったことを明らかにし、そのうえで、平田家 要ともいうべき動きであったことを明らかにし、そのうえで、平田家 要ともいうべき動きであったことを明らかにし、そのうえで、平田家 のように対峙したのかを考察する。近代における国学や神道の現場 とのように対峙したのかを考察する。近代における国学や神道の現場 で、本稿では先行研究とは異なるあらたな見解を提示する。まず、本 この一見すると、宗教的な教団化とも思える平田家の動きについ

の家塾あるいは学塾を示す語として用いる。く、平田国学宗家の意を示すものとする。また、「気吹舎」は平田家なお、本稿での「平田家」は、単に家族の単位を指すものではな

# 一 平田派国事犯事件と平田家

0

ておきたい。 なる明治四年(一八七一)前後における平田家の立ち位置から確認しなる明治四年(一八七一)前後における平田家の立ち位置から確認し、胤雄とその時代に関する具体的な検討に入る前に、まずその下地と

に出仕するなど、明治新政府に活動の場が与えられた。気吹舎の年間維新直後の平田家は、銕胤が内国事務局判事を務め、延胤は神祇官

玄道ら平田派の面々に手を焼いていたというのが実際であった。 政府の具体的な変革が本格化しはじめた頃、神祇官の内部では大国隆 正の系統である津和野派と平田直系といわれる平田派が激しく対立 に際しての従来の様式を必ずしも踏襲しない革新的な方針に反対して に際しての従来の様式を必ずしも踏襲しない革新的な方針に反対して に際しての従来の様式を必ずしも踏襲しない革新的な方針に反対して がたわけではなく、むしろ復古主義を掲げ頑固な態度を崩さない矢野 のたが、 明治三年(一八七〇)一月に大教宣布詔が発せられ、神社をめぐる

にも複合的な要素が多く認められ、全容は未だ明らかになっていな件)。津和野派との対立はその主因のひとつとされるが、事件には他内の平田派と彼らの塾生などが一斉に捕縛される(平田派国事犯事その後、明治四年(一八七一)三月二二日から二三日にかけて政府

ず、また、延胤自身が以前から神祇官の辞職を希望しており、周囲が下げにもみえるが、延胤の日記にこれを不本意とする様子はみられた事に、告読を務めている。組織図上、宮内省への配置換えは格神祇権大祐兼宣教判官を御免となっており、事件当時は宮内省で明治の延胤に及ぶことはなかった。延胤は明治三年(一八七〇)一二月にこの事件によって平田派は政府から一掃されたが、その禍が平田家

処遇は平田派の排除と同列に扱われるべきではないと考えられる。(ュース)のでいたという経緯もある。こうしたことから、延胤の

に捉える必要性を示唆するものである。 大いに傾聴すべきであると同時に、平田家と平田派を同視せず、個別も漢土の学計にてハ万国を悉く統御之玉ふ皇国にハ不足故、今ハ和魂る」と述べている。この指摘は当時の平田家の姿勢を検討するうえでる」と述べている。この指摘は当時の平田家の姿勢を検討するうえであ、と述べている。この指摘は当時の平田家の姿勢を検討するうえでは、と述べている。この指摘は当時の平田家の姿勢を検討するうえでは、と述べている。この指摘は当時の平田家の姿勢を検討するうえでは、と述べている。この指摘は当時の平田家の姿勢を検討するうえでは、と述べている。この指摘は当時の主張に表する。

は、銕胤の言葉どおり薩摩系の官僚が主導することになる。田派国事犯事件直後の明治四年(一八七一)四月にここを訪ねた門人田派国事犯事件直後の明治四年(一八七一)四月にここを訪ねた門人田派国事犯事件直後の明治四年(一八七一)四月にここを訪ねた門人田派国事犯事件直後の明治四年(一八七一)四月にここを訪ねた門人田派国事犯事件直後の明治四年(一八七一)四月にここを訪ねた門人の領、延胤以外の家族は京都聖護院村に居住しており、銕胤は平

を続け、同年九月には七等出仕を拝命、また同じ時期の書簡では「近持っていたことが推察される。延胤は事件後も引き続き宮内省で職務平田家は政府の方針に対立的ではなく、柔軟な態度で政権側と関係を平田家が事件を事前に承知していた可能性さえも窺わせる一連の経平田家が事件を事前に承知していた可能性さえも窺わせる一連の経

るなど、事件以降も気吹舎は盛況であった。宜ニも有之」と述べているほか、この年の書籍発行部数も前年を上回来ハ在塾日々通学之生徒も百人ニ近く、第一西京と両処にて彼是不便

る。有望な継嗣を失った平田家は、 の議論はこのような平田家の状況を念頭に進めていくことにしたい た事件と気吹舎の閉鎖には直接関係がないことを確認しておく。 事犯事件による排除の対象に平田家の延胤は含まれていないこと、 え、事件後も気吹舎は存続している。ここではあらためて、 治政府に対立的な姿勢はなかった。また延胤存命中の短い期間とは し、生前の延胤は頑迷な復古主義者などではなく、近代化を進める明 とともに平田派国事犯事件との混同を招き、 えた柳島横川 死去する。病気を理由に宮内省に辞表を提出した数日後のことであ 「没落」の印象を強める要因のひとつになったと考えられる。 この時期に政府内に延胤の名が見えなくなったことは、 しかし、翌年の明治五年(一八七二)正月二四 (現在の墨田区)へ屋敷を移し、気吹舎は閉鎖された。 (エラ) 御城に近い番町から、 気吹舎の閉鎖と併せて Ħ 延胤は四五歳で 時間の経過 隅田川を越 平田

## 二 当主、平田胤雄の誕生

の神社で活動していたことが確認できる。料」からは、明治五年(一八七二)一〇月より胤雄が神職として実際料』からは、明治五年(一八七二)一〇月より胤雄が神職として実際延胤没後の平田家はどのような様子だったのだろうか。「平田家史

とする須佐之男命を主祭神に祀る神社である。明治に入り社格の制定柳島横川の平田邸からほど近い向島の牛島神社は、牛頭天王を由来

よる「牛島大神」の神号の書などが残る。 大御神、高皇産霊大御神、神皇産霊大御神などの御札や、銕胤の筆にの祭神にはなかった神々、たとえば篤胤の神学で尊ばれる天之御中主の祭神にはなかった神々、たとえば篤胤の神学で尊ばれる天之御中主が神、高皇産霊大御神、神皇産霊大御神などの御札や、銕胤の筆によって郷社となった牛島神社は、代々神主を務めた牛島氏が世襲制

書簡のなかで次のように述べている。あった。延胤が没した半年ほど後、銕胤は門人の羽田野敬雄に宛てためった。延胤を失った平田家にとって懸案となるのは跡継ぎの問題で

致居候、胤雄事ハ甚虚弱ニ付先当分之積りニ御座候三男助松と申をもらい置候へ共、未幼年(十四才也)此節洋学為之候ニ付ヤハリ当主ニ而、胤雄を家督ニ相定御届相済居候、青山一隠居云々右ハ敏ニ老拙隠居いたし度候へ共、色々面倒なる事有

は並行して胤雄を延胤の順養子に迎えることが話し合われており、 に戻った後しばらくは銕胤が当主を務めた。 ことが想像される。 田家では延胤生前から家督継承をめぐって様々な検討がなされていた 養子縁組は解消され、胤通は青山家に戻っている。 家は胤通への家督継承を想定していたとみられるが、 士青山景通のもとから迎えた延胤の養子で、のちに胤通という。 青山三男助松とは、 しかし、 明治三年(一八七〇)一月に平田門人の苗木藩 胤雄は病弱であったため、 胤通の入家当時に 右の書簡のあと 胤通が青山家 平田 平

、近代の医学の発展に大きな功績を残すことになる。伝記では平田青山胤通はその後、西洋医学を志して帝国大学からドイツへ留学

端が篤胤の学問であったとしても驚きはない。
への道を開いたとも考えられる。もっとも、篤胤は『志都能石屋』のへの道を開いたとも考えられる。もっとも、篤胤は『志都能石屋』のなかで蘭学の医学知識や方法を評価しており、西洋医学への興味の発家で国学を学んでいたとされるが、前掲の銕胤の書簡には「此節洋学家で国学を学んでいたとされるが、前掲の銕胤の書簡には「此節洋学

田家当主たる平田胤雄が誕生する。日に胤雄が家督を相続し、銕胤は隠居となった。ようやくここに、平四)一月には嫡男の千束が誕生する。これを契機として同年二月二八一方の胤雄は、佐久間糸子という女性と結婚し、明治七年(一八七

うにさえみえる。 書物 物 から問題視されていたとする記録は確認できず、 がなかった。原による回顧記事などをみる限り、自身の信仰が平田家 ト教徒であるという直接的な関係には、これまで殆ど触れられること ては、すでに複数の論考があるが、平田家当主の義弟が著名なキリス 遡原』一冊)は、 におこなった。その原が初めて触れた、当時国禁だったキリスト教の るとキリスト教徒となり、東京出獄人保護会などの慈善活動を精力的 た家柄で、原自身も幕末まで南町奉行所の与力であったが、 原家へ養子)である。佐久間家、原家とも代々江戸幕府の与力を務め の種類や冊数からは、 糸子の実弟は、 篤胤の神学思想にみえるキリスト教の痕跡や門人の受洗などについ (『旧約全書』三冊、『新約全書』一冊、『神道総論』三冊、『天道 キリスト教慈善事業家として著名な原胤昭 他でもない銕胤から借覧したものであったという。 同時期に盛んに活動する原と平田家のつながりはも 銕胤はむしろ原の申し出に好意的に応じたよ 原に貸し出された書 明治に入 (母方の

っと注目されてよいだろう。

### 三 平田神社の創建

って内務省社寺局が設置される。していた大教院が解散し、明治一〇年(一八七七)には教部省にかわりていた大教院が解散し、明治一〇年(一八七七)には教部省にかわ明治八年(一八七五)五月、教部省の配下で三条教則の教化を推進

暗殺される数日前のことである。 大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平大教院の解散と同じ頃、平田邸内には篤胤の霊社が建立される。平

のと考えられる。 神社創建の経緯は、霊社への参詣人が多くなったため関係者に相談 神社創建の経緯は、霊社への参詣人が多くなったため関係者に相談 のと考えられる。

どに参拝人が多く訪れ、社寺同然になっている状況に対する政府の規衆庶参拜為致候向モ有之」とあるとおり、一般の邸内に自祭する祠なて管理することである。その文言に「私邸内等ニ自祭スル神祠佛堂へるような民俗信仰や迷信の類を排除し、すべての信仰対象を社寺とし当該布達の意図は府県社以下の実態把握、いわゆる淫祠邪教とされ

祭神となった。制であり、平田神社はこれに従って官許を得た結果、篤胤は法令上の

指すと考えられる。また、平田神社の前身となる霊社をさらに遡れ 神社制度がもたらした作用とも解釈できる。 篤胤を神として印象づけたことは間違いなく、 味合いが強かったと考えられるが、神社創建は人々により広い意味で っての篤胤は「我家わが身に親く付たる神」、つまり祖霊としての意 ば、延胤が屋敷に誂えた「御家之神棚」があり、そこには「神様」と の神」「父母は我家の迦微吾神と心尽していつけ人の子」などの歌を 本居宣長による「世、の祖のみかげ忘るな代、の祖は己が氏神己が家 ますから」と述べている。ここでの「師の歌に詠れたる如く」とは 付たる神と云は。 「御霊前様」が別宮で祀られていた。こうしたことから、 先祖の霊魂について、 家に師の歌に詠れたる如く。先祖たちの霊魂で有り **篤胤は『玉襷』のなかで「我家わが身に親く** 篤胤の神格化は近代の 平田家にと

きく掲載された。 を祝う祭礼が盛大に行われた。徳川慶勝をはじめ教導職も三七○名あ を祝う祭礼が盛大に行われた。徳川慶勝をはじめ教導職も三七○名あ を祝う祭礼が盛大に行われた。徳川慶勝をはじめ教導職も三七○名あ で記事は、大内青巒が中心的に関わる仏教系新聞『明教新誌』にも大 の記事は、大内青巒が中心的に関わる仏教系新聞『明教新誌』にも大 の記事は、大内青巒が中心的に関わる仏教系新聞『明教新誌』にも大 の記事は、大内青巒が中心的に関わる仏教系新聞『明教新誌』にも大 の記事は、大内青巒が中心的に関わる仏教系新聞『明教新誌』にも大 の記事は、大内青巒が中心的に関わる仏教系新聞『明教新誌』にも大

年(一八四〇)に永平寺から諡号「東華大壑居士」が授けられている二〕)が授与されているが、『明教新誌』には、篤胤存命中の天保一一化二年 [一八四五])、霊社号「神霊能真柱霊社」(文久二年 [一八六篇胤には没後に、神祇伯資敬王から霊神号「神霊能真柱大人」(弘

を称える記述を積極的に読ませようとしていることがわかる。である。篤胤をめぐって仏教側の優位性を顕示するだけでなく、篤胤る『印度蔵志』の序文全文を読み下して掲載するという力の入れよう営まれ墓碑もその山にあること、さらに永平寺第五七世禹隣禅師によ旨が誇示されている。あわせて、篤胤の葬儀が秋田の曹洞宗正洞院で

(3) 一時平田家に同居していた銕胤の実母は、日蓮宗を篤信していたとい 大で、「気吹舎日記」には平田家と僧侶らが親しく交流する記述が多 大で、「気吹舎日記」には平田家と僧侶らが親しく交流する記述が多 大で、「気吹舎日記」には平田家と僧侶らが親しく交流する記述が多 が、これに対する仏教者からの反批判の書も複数認められる。その一 既知のとおり、篤胤は『出定笑語』などの仏教批判書を著述してお う。

志』では、異教を責め立てる訳を「古道ノ眞意バカリヲ申テハ人ノ心部節の原胤昭との関わりも併せ、異教に対し必ずしも否定的ではないと明節の原胤昭との関わりも併せ、異教に対し必ずしも否定的ではないとの所の原胤昭との関わりも併せ、異教に対し必ずしも否定的ではないとが何を終ることを発めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを咎めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを発めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを答めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを答めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを答めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを答めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを答めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを答めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂ら人が仏を祭ることを答めるべきではないとあり、講本 『伊吹於呂の集神新論』には、仏教が広まったのも神の御心によるものであるから、異教を責め立てる訳を「古道ノ眞意バカリヲ申テハ人ノ心を記していている。

ト云フ訣デハナイ」と残している。(st)二入リ兼ル故」と述べ、「不断カヤウニ人ノ氣ニ當ルヿヤ攻撃ヲ申ス

は、篤胤と異教の関係をめぐる議論の新たな糸口となり得るだろう。からどのような刺激を受けたのか。明治の平田家とその周辺の様子あろう。『印度蔵志』を典型とする、信仰的立場から離れた篤胤の探解や受容の実態は、「近代仏教」を考えるうえでも注目されるべきで解や受容の実態は、「近代仏教」を考えるうえでも注目されるべきでの事業が表演している。

### 四 本教教会の創設

形成した、と指摘されている動きである。 る。先行研究において、今日的な意味での教団的な性格の強い組織を平田神社の官許からわずか二か月後、平田家は本教教会を創設す

会大意」に則している旨が明示されている。提出された基礎書類の一部である。ここには、本教教会の創設が「教次に示す「本教教会結社之儀願」の一文は、官許の申請にあたって

候条、御聞届被成下度此段奉願候也で結社仕度、於御庁御差支無之候て御成規之通内務省へ出願仕度と相称シ兼而御許可相成候本所柳嶋横川町拾弐番地平田神社ニ於と相称シ兼而御許可相成候本所柳嶋横川町拾弐番地平田神社ニ於と相称シ東の御許可相成候本所柳嶋横川町拾弐番地平田神社ニ於におり、御聞届被成下度此段奉願候也

明治十一年七月三日 平田胤雄 印

矢野玄道 印

胤が祭神論争の際に提出した意見書の一部である。

『記書の際に提出した意見書の一部である。次に例示するのは、銕春満・本居宣長・平田篤胤)とされているが、本研究で複数の資料を全の登神・大国主大神・伊邪那岐神・伊邪那美神・須佐之男大神・皇御皇産霊神・天照大神・伊邪那岐神・伊邪那美神・須佐之男大神・皇御皇産霊神・天照大神・伊邪那岐神・伊邪那美神・須佐之男大神・皇御皇産霊神・天照大神・伊邪那岐神・伊邪那美神・須佐之男大神・皇御太尊・大国主大神の九柱であると断定できる。次に例示するのは、銕福の祭神に不自然な点があることにも着目してれた関連しては、両者の祭神に不自然な点があることにも着目し

る

も、右之通り相定置申候次第二而、右之外異論無之候、既二又篤胤以来之定説を以而、先般結集之本教々会祭神号を候、既二又篤胤以来之定説を以而、先般結集之本教々会祭神号を依之男大神を奉始、皇孫尊・大國主大神も御合祀被為在候様願上就而は今般御改正之序、四神之外、伊邪那岐神・伊邪那美神・須

な構図が浮かび上がる。ているにも関わらず、双方の祭神の系統はまったく異なるという特異ているにも関わらず、双方の祭神の系統はまったく異なるという特異。この事実からは、本教教会が篤胤を祭神とする平田神社を母体とし

る。次にその理由を述べてみたい。が、気吹舎の後継ともいえる学塾的組織の復興であったためと考えのだろうか。本稿ではこの問いについて、平田家の教会創設の目的なぜこのような変則的なかたちで本教教会を創設する必要があった

識した思想の表出と見做すことができる。 職した思想の表出と見做すことができる。 まず、明治一一年(一八七八)八月六日に許諾を受けた「本教教会 まず、明治一一年(一八七八)八月六日に許諾を受けた「本教教会 まず、明治一一年(一八七八)八月六日に許諾を受けた「本教教会 まず、明治一一年(一八七八)八月六日に許諾を受けた「本教教会 まず、明治一一年(一八七八)八月六日に許諾を受けた「本教教会

調整が中心である。

調整が中心である。

「領別の門人たちに宛てた、教長・副教長を依頼する書簡に、いわゆる一教団として教義を共有するある。

ただしこれらの書簡に、いわゆる一教団として教義を共有する 高様の獲得を促す表現はみられず、内容はあくまでも組織の形成が働きかけて の当時、銕胤からは各地に本教教会の支部組織の形成が働きかけ

名で出されている点にも注意したい。矢野は平田直系とされる学者他方、先に示した「本教教会結社之儀願」が、胤雄と矢野玄道の連

雄である 野による『本教学解』『本教学畧解』が刊行される。出板人は平田胤 豊富な知識がかわれ、明治一一年(一八七八)六月には宮内省御用掛 に任じられている。 した。平田派国事犯事件で一旦は退くものの、謹慎が解けた後はその の学校設立に熱心で、維新後には銕胤らと皇学所や大学校設立に尽力 篤胤の未完の大著『古史伝』の続修を任された人物である。 本教教会の創設はこの時期に重なり、 まもなく矢 国学

に宛てた書簡のなかで、 . る。 そしてこの二冊の上梓の経緯が、 本教教会の創設目的の真意とともに語られて 同年一一月に銕胤から羽田野敬雄

談之上、先日ゟ取掛り小(形)本之懐中本ニ相製し手軽ニ相弘申 く候へバ何卒便利之趣意書上木いたし相弘候事可然と例之懇志相 以本教之趣意知人ハ知居候事申迄も無之候へ共、 被下候、 種々雑事申上候追々諸方へも申出候所十二八九は承知ニ而都合宜 (撰者ハ矢野ニ託し申候)近々上木相成可申候(% 乍去即今之景況急速之事ニハ相成申間敷被存候可然御取斗可 講會とハ申候へとも実ハ学事擴充第一之事ニ候へハ、先 世俗知らぬ人多

事を広めることが第一の目的である、と明言しているのである。さら べている。すなわち、本教教会は講會 『本教学畧解』であると説明する。 銕胤は「講會とハ申候へとも実ハ学事擴充第一之事ニ候へハ」と述 一二年(一八七九)二月の書簡で、 本教の趣意を人びとに広めるべく趣意書を上木するとし、 それが矢野による『本教学解 (教会)とはいうものの実は学 続く明

> 義を弘く衆人ニ知らせ度候故ニ御座候 候、 初迄二数十部差出し可申候、 右ら廉價ニして世上へ多く相弘申度、 本弐冊ニ而刻成、 ○先頃申上候と存候本教学解 入料ハ御急ニ不及成候□廣く沢山御弘メ可被下候、 矢野二頼ミ著述出來製本中二御座候、 其外学神の摺物も両三種いたし候 (十二美) 尤古橋氏へモ相送り可申 同畧解 (十戋也) 本教の名 何レ三月 以上小

から得られたもので、 「本教」の語は、古事記序文「故太素杳冥因本教而識孕土產嶋之時」 銕胤が「本教の名義を弘く衆人ニ知らせ度候」と述べてこだわる 気吹舎での延胤の肩書は「本教学師範」であっ

### 五 気吹舎の後継

は変わっていない。 候」との文言が見え、教会創設から一年以上経ってもなお、その姿勢 べきは学問也」「何卒善き人々御誘ひ、 香に宛てた明治一二年(一八七九)九月の書簡にも「此節第一に致す 継組織としての性格が認められる。銕胤が中津川の門人市岡殷政・政 ここまで見てきたように、本教教会には学問を重視する気吹舎の後 学問をして時節を得べき事に

かこむ学塾においては血統は全く意味をもたない。 論 主延胤の死亡と銕胤の老齢化のためである。 うのであろうか。その答えは、宮地正人による「気吹舎塾の閉鎖は塾 ではなぜこのような動きが気吹舎の再開ではなく、教会創設 論理の首尾一貫性が鋭く要求され、 しかも年輩の有力門人がとり 博覧強記、 胤雄は病弱であり 神道神学理 心へ向

きた」との考察が示しているといえよう。択した。そしてまた既に家塾で神道家を育成する時代でもなくなって択した。そしてまた既に家塾で神道家を育成する時代でもなくなって塾主たる力量も欠如していると判断した銕胤は正当にも塾の閉鎖を選

考えられるのである。

考えられるのである。

考えられるのである。

考えられるのである。

を贈りとおり、老齢の銕胤と病弱な胤雄では、多くの門人を寄宿・
おった、一方を再構築する動きとも解釈できる。 つまり、本教会は気吹舎の学塾機能を政府認可の教会組織の仕組みに乗せたもので、「教会大意」という近代化政策の枠組みを狡猾に利用したものと
お会は気吹舎の学塾機能を政府認可の教会組織の仕組みに乗せたもので、「教会大意」という近代化政策の枠組みを狡猾に利用したものと
お会は気吹舎の学塾機能を政府認可の教会組織の仕組みに乗せたものと
ない、「教会大意」という近代化政策の枠組みを狡猾に利用したものと
おられるのである。

であった矢野もまた、新たな組織形態の可能性を期待していたと考えいち早く読み取ったとすれば、見事な算段といえる。組織の分散は力いち早く読み取ったとすれば、見事な算段といえる。組織の分散は力量不足が懸念される胤雄を援助する術ともなろう。学者であり教育者であった矢野もまた、新たな組織形態の可能性を期待していたと考えられ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定されていた。さらに、平田神社が本教教会の官許のために創建された可能性をであった矢野もまた、新たな組織形態の可能性を期待していたと考えられ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定された可能性をであれ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定された可能性も強さられ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定された可能性も強さられ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定された可能性も強さられ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定された可能性も強さられ、講義を想定した『本教学解講義』の執筆も予定された可能性も強いない。

まる。明治一二年(一八七九)一月時点の『本教学解』巻末の刊行物

本教教会に関連するものがいずれも刊行済であるのに対

覧では、

し、『平田神社縁起』『平田神社暑縁起』は未刊行である。母体であるし、『平田神社縁起』『平田神社界縁起』は未刊行である。母体であるし、『平田神社縁起』『平田神社界縁起』は未刊行である。母体であるし、『平田神社縁起』『平田神社界縁起』は未刊行である。母体である

時勢を見極め法令を首尾よく利用し、気吹舎の機能の再興を目論んで本教教会が創設された。洋学や実学が奨励される状況のなかでのこう。同時にこれは、平田家が周囲の教会組織の勢いを十分に把握していながらも、宗教性を強めた教団的な展開に直進しようとはしていないながらも、宗教性を強めた教団的な展開に直進しようとはしていないながらも、宗教性を強めた教団的な展開に直進しようとはしていなかったことを意味する。

# 六 神官教導職分離と本教教会

頃病を患っており、両派対立の只中の明治一三年(一八八○)一○月るとする出雲派の千家尊福らと、これを認めない伊勢派の田中頼庸らた。平田家では銕胤が中心となって出雲派を支持し、平田門人らもこれに追随、論争での出雲派の優勢を生み出した。しかし、銕胤はこのれに追随、論争での出雲派の優勢を生み出した。しかし、銕胤はこのれに追随、論争での出雲派の優勢を生み出した。しかし、銕胤はこのれに追随、論争での出雲派の優勢を生み出した。しかし、銕胤はこのれに追随、論争での出雲派の優勢を生み出した。しかし、銕胤はこの間があるべきである祭神をめぐっており、両派対立の只中の明治一三年(一八八○)一○月の病を患っており、両派対立の只中の明治一三年(一八八○)一○月の場合といる。

出席している。 出席している。 出席している。 とされた。このときの神道大会議には胤雄も が祇 賢所 歴代皇霊」とされた。このときの神道大会議には胤雄も に天皇勅裁により決着し、祭神は「宮中ニ被斎祭所ノ 神霊 天神 二五日に八二歳で死没する。その後論争は明治一四年(一八八一)一

仰を強く保持する神道別派は相次いで独立することになる。という)。神道界にとって大きな衝撃であり、これを契機に教義や信への関与や説教をおこなうことが禁じられた(以下、神官教導職分離神官(祭祀)と教導職(教義の布教)の兼職が禁止され、神職は葬儀されに続き、明治一五年(一八八二)一月には、内務省達によって

(羽田直秀)に宛てた書簡には次のように綴られている。索していたのだろうか。同年二月二一日付で胤雄から門人の富士万二うした状況のなかで、銕胤亡き後の本教教会はどのような道を模

御見込候ハ、拝承仕度奉存候。 以上之見込ニ而居候へ共是上ハ中々其位ニ而も難相成と奉存候、上ハ当教会も直轄ニ相成盛大ニいたし候ハんと相談仕居候、中等一神官兼職廃止一件何分六ケ敷様子折合あしく候而困り申候、此

に本教教会と惟神教会の合併記事が掲載される。
況は混乱していたようである。この書簡の日付の翌日、『太教新報』教会を直轄教会にして、盛大にしていこうと検討している。しかし状教は神官教導職分離の対応に戸惑いながら、こうなった上は本教

神教會と平田家の本教々會とは合併さる、由なり (%) (%)

この後、胤雄は富士宛に二つの重要な決断を示した興味深い書簡を

情表現がみられる。と話し合われたものと想像されるが、文面には胤雄の明確な意思や感会に「本教館」という学校を設置することである。文中に「矢野翁始と合併し、名称を惟神教会とすること、もうひとつは合併後の惟神教送っている。決断のひとつは、右の記事のとおり本教教会を惟神教会

成候、 を誑惑いたし候ニ而、実ニ恐入候次第と存候 を各自之都合ニよろしき様仕候とハ、上ハ天皇を奉欺、 消滅候様ニ而者実以奉恐入候次第ニ候、 可仕被仰出 而被仰出候様奉願候末、勅命を以而堅所天神地祇歴代皇霊等遥拝 可相成、 出雲も同様大国主神のミ崇敬し、其余之諸教会勝手ニ致布教候様 見込を以而、 右趣意ニ而者最早一宗教と被同視候も同様ニ而、 一先般神官教導職分離之儀発令相成、 依而者自然昨春大会議之砌一同協議之上祭神之儀ハ勅諚ニ 当地ニ而者既ニ別派独立願立之向も有之顕然たる事ニ相 一同拝戴仕候も、 伊勢者予而之趣意を以而天照大御神をのミ尊敬し、 今日ニ至ルてハ如何可相成哉、 其前戊第壱号布達も有之、 (中略)今日ニ至リ祭神 如斯二而者各自 下者良庶 万一

う。 ・ ははまず、書簡の冒頭で神官教導職分離に触れた後、祭神論争の にはまず、書簡の冒頭で神官教導職分離に触れた後、祭神論争の にはまず、書簡の冒頭で神官教導職分離に触れた後、祭神論争の

続いて、惟神教会と本教教会の合併について述べられ、その正当性

が主張される。

御座候、 候而、 分局ニ元皇学所神殿鎮祭之時ゟ結果之惟神教会と称し候教会有之 確乎たる事ニ御座候へ共御不審ニ候ハゝ認メ可差出候、 等者即賢所天神地祇歴代皇霊其余ニ学神等を御合祭被為在候事ニ 奉祭仕居候、 当地分局ニ者開局之節ゟ従来之四神奉仕、 も有之候次第ニ御座候、右御神体当地へ御引移相成候儀ハ、尤も 而御確定相成候、右様之事ニ候間、既ニ一昨年十二月祭神論沸騰 来ハ遥拝式のミ之外ニ西京元皇学所神殿ニ鎮祭之祭神をも合せて 右様之成立故当教会と同主義ニ有之(88) 皇学所御鎮祭二付而者、矢野玄道翁并二凶父等御尽力二 則只今ハ惟神教会之祭神と奉称候、 昨年四月以来昇神社示 尤も御届済右神 其筋へ建言 偖又当地

解を求めている。 「当教会と同主義ニ有之」として合併に理 と書簡の記載を併せみるかぎり、惟神教会(=神宮教会)は、四神 と書簡の記載を併せみるかぎり、惟神教会(=神宮教会)は、四神 も同流にあり、惟神教会は「当教会と同主義ニ有之」として合併に理 を書簡の記載を併せみるかぎり、惟神教会(=神宮教会)は、四神 も同流にあり、惟神教会は「当教会と同主義ニ有之」として合併に理 の記載を併せみるかぎり、惟神教会(=神宮教会)は、四神 を書簡の記載を併せみるかぎり、惟神教会(=神宮教会)は、四神 を書簡の記載を併せみるかぎり、惟神教会(=神宮教会)は、四神 と書簡の記載を併せみるかぎり、惟神教会(=神宮教会)は、四神

矢野や銕胤が主張してきた神々を引き継ぐものであるからなんら問題田家がもっとも重要視していたはずの大国主大神にはあえて触れず、せられていない点である。胤雄は合併を正当化するにあたり、本来平ただし、ここで注意したいのは、惟神教会の祭神に大国主大神が列

はない、という理屈を前面に主張する体裁がとられているのである。はない、という理屈を前面に主張する体裁がとられているのと提えることができるだろう。平田家の祀る祭神から大国主大神が姿を潜め、宮中に祀られる神々の正統性が強く主張される。その際に天皇勅裁という絶対性の認識が伴っていること、つまり、平田家のに天皇勅裁という絶対性の認識が伴っていること、つまり、平田家のに天皇勅裁という絶対性の認識が伴っていること、つまり、平田家の当主が対しているのである。

る可能性は極めて薄くなっていたと考えられる。
・川和明は、祭神論争の際に平田国学の顕幽論が出雲派の根拠であったことをあげ、「平田国学には近代神道の本流とは違った神学体系が開花する可能性があったことを示唆するであろう」と述べている。が開花する可能性があったことを示唆するであろう」と述べている。が開花する可能性があったことを示唆するであろう」と述べている。

続いて胤雄からは、両教会の合併後の方針が述べられる。

種々熟考も仕矢野翁始其余有志輩へ相談之上、当教会之名称を廃し惟神本教之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 世神教会へ合併、乍恐勅諚之祭神を遵奉今一際盛大ニ結集仕、 
山申候、且又別ニ惟神教会内へ学校を致設置、右を本教館と称し 
出申候、且又別ニ惟神教会内へ学校を致設置、右を本教館と称し 
出申候、且又別ニ惟神教会内へ学校を致設置、右を本教館と称し 
本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 
本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 
本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 
本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 
本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 
本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 
本教々会之名称を残し置候事ニ致決定候、従前ゟ分局資金御座候 
本教々会之名称を残し置に 
ないます。 
はいます。 
はいま

## 間右を以而校費と可致候

ば当然といえよう。

他神教会との合併にあたって胤雄は「是迄之通リ中等以上をのミ結に神教会との合併にあたって胤雄は「是迄之通り中等以上の人まこなうとしている。裏を返せば、本教教会はそれまで中等以上の人まこなうとしている。裏を返せば、本教教会はそれまで中等以上の人ました。

「宗教」は愚民のものという認識があったこの時代、書簡の冒頭、「宗教」は愚民のものという認識があったこの時代、書簡の冒頭、「宗教」は愚民のものという認識があったこの時代、書簡の冒頭、「宗教」は愚民のものという認識があったこの時代、書簡の冒頭、「宗教」は愚民のものという認識があったこの時代、書簡の冒頭、「宗教」は愚民のものという認識があったこの時代、書簡の冒頭、

の証といえるだろう。

九柱の神々を祭神とする本教教会は、近世の気吹舎がそうであった
の証といえるだろう。

九柱の神々を祭神とする本教教会は、近世の気吹舎がそうであった

いる。 いる。 いる。 でのの本教教会をめぐる経過は明らかではないが、明治二〇年代 いる。 いる。

多様な人々によって展開されていくことになる。 多様な人々によって展開されていくことになる。 の神学のほか、神仙や密法への興味や実践は、門人らをはじめとする 活一五年(一八八二)は、きわめて重要な区切りと考えることができ 活一五年(一八八二)は、きわめて重要な区切りと考えることができ の神学のほか、神仙や密法への興味や実践は、門人らをはじめとする の神学のほか、神仙や密法への興味や実践は、門人らをはじめとする の神学のほか、神仙や密法への興味や実践は、門人らをはじめとする の神学のほか、神仙や密法への興味や実践は、門人らをはじめとする の神学のほか、神仙や密法への興味や実践は、門人らをはじめとする

# 七 印行社の設立と新たな試み

活版印刷も導入された。 会神論争決着後の同時並行的な動きとして、もうひとつ注目すべき が一四(一八八一)年六月に「本教教会規約」第七條に則って設立さ が一四(一八八一)年六月に「本教教会規約」第七條に則って設立さ があばられる。印行社は、明 があげられる。印行社は、明

季茲『祝詞略解』である。この冒頭にある胤雄による序文には、平田印行社からの第一作目の刊行物は、明治一五年(一八八二)の久保

との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。との関連が多く認められる。

本教教会の事例とは別に、この時期の神道の「教」と「学」は、近本教教会の事例とは別に、この時期の神道の「教」と「学」は、近代神道史のなかで「教学分離」「祭教学分離」という概念で共有され代神道史のなかで「教学分離」「祭教学分離」という概念で共有されに地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能した地位にある」と評価しており、同時代の学術に関わる検討の可能という。

に合致するものといえ、「近代神道」について議論を進めていくうえが、合い行社の活動は、学問、出版に関わる要素としてこれらの指標行く過程だと言ってもいい」との見解は特に興味深い。皇典講究所を吉永進一による「仏教の近代化とは、仏教が(日本の)寺院から出て大学制度の創設と学術の発展、という重要な指標が提示されており、また、近年研究が進む「近代仏教」の定義では、メディアの拡大やまた、近年研究が進む「近代仏教」の定義では、メディアの拡大や

ある。で、胤雄とその周辺の動向には多くの論点を見出すことができるので

は、 の閉鎖を超えていかに展開されうるのかという、 代に、講本という手法で遠隔地にまで篤胤の肉声を届けようとしたこ な視点が求められる。 据えて印行社を設立したのか。 も認識する必要があるだろう。 舎に存在していたとも解釈できる。 り、ここでいわれる近代化の指標の一部は、近代以前からすでに気吹 とは、当時できうる限りのメディア戦略といってもよいだろう。 そこには旺盛な出版活動がともなっていた。動画や音声媒体のない時 持たない「学問としての神道」の自立した場ともいえる一面があり、 篤胤や門人たちが培った気吹舎の遺産が、 方、平田家の目線で考えれば、もとより気吹舎には神社や神職を これを理解するためには、 明治の平田家はどのような可能性を見 平田国学を主体に論ずるうえで 明治五年 地続きの課題として (一八七二) より多角的

### おわりに

本稿では、明治前半の平田家の家塾は断絶したとの認識は再考さにした。本教教会の活動実態には不明な点が多く、かつての活況の再見が叶ったとは到底言い難いものの、少なくとも、明治五年(一八七現が叶ったとは到底言い難いものの、少なくとも、明治五年(一八七元)で気吹舎が終焉を迎え平田家および平田胤雄の動向を追いながら、本稿では、明治前半の平田家および平田胤雄の動向を追いながら、

平田家には明治に至ってもなお多くの情報が集まり、近代化に対する絶望や落胆という従来の印象とは異なる視野の広さが認められる。 と書かれた付箋があり、当時勃興した新聞を通じても、異教に関する大二一年(一八七八)の銕胤の書簡には「一教義ニ関する新聞之事と書かれた付箋があり、当時勃興した新聞を通じても、異教に関する表別の情報が把握されていたことがわかる。我々の研究も、近代の仏と書かれた付箋があり、当時勃興した新聞を通じても、異教に関する新聞之事と書かれた付箋があり、当時勃興した新聞を通じても、異教に関する教やキリスト教などの動向と併せて検討すべきであることは言うまでもない。

その一方で、胤雄を取り巻く現実は神道事務局を中心とした神道のその一方で、胤雄を取り巻く現実は神道事務局を中心とした神道のにまれ、 にいたが、傍らでは、のちに内務省宗教局の管轄となる神道別派の独立いたが、傍らでは、のちに内務省宗教局の管轄となる神道別派の独立が進み、本教教会も行く末の選択を迫られる。現代の我々が検討するが進み、本教教会も行く末の選択を迫られる。現代の我々が検討するが進み、本教教会も行く末の選択を迫られる。現代の我々が検討するが進み、本教教会も行く末の選択を迫られる。現代の我々が検討するが進み、本教教会をのは果たして「宗教」なのか、天皇勅裁は如何に受だの平田国学の中枢となりえたはずの本教教会が平田家の手を離れたいかの平田国学の中枢となりえたはずの本教教会が平田家の手を離れたとが、篤胤の学問の個別的発展に如何に接続されるのか、という点も興味深い。これらはいずれも平田胤雄の存在を無視しては議論できない課題である。

筆者は引き続き印行社に関する分析を進め、近代の平田国学につい

ことができるのである。
ての一義的な批判だけではない、多様な「近代」の可能性を窺い知るる視点を持つことが肝要であろう。明治の平田家からは、近代化としる視点を持つことが肝要であろう。明治の平田家からは、近代化として理解を深めていきたいと考える。その際には僻見を拭い、結果からて理解を深めていきたいと考える。その際には僻見を拭い、結果から

#### 注

- トリア』一○四号、一九八四年)などの論考を批判。一二頁。高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」(『ヒス(1)阪本是丸『明治維新と国学者』(大明堂、一九九三年)ⅲ頁、一一―
- てき、二○一五年、九八頁)。

  七号、二○○一年 [初版一九九六年]) 一七九頁。教説上の対立点の検社、二○○一年 [初版一九九六年]) 一七九頁。教説上の対立点の検え) 原武史『〈出雲〉という思想――近代日本の抹殺された神々』(講談
- (3) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、一九九四年) ほか。
- 参照。

  《4)三ツ松誠「平田神学の遺産」(『宗教研究』九二巻二輯、二〇一八年)
- 版、一九七八年[初版一九四二年])五一八頁。民俗博物館、二〇〇四年)一〇頁。渡邉金造『平田篤胤研究』(鳳出民俗博物館、二〇〇四年)一〇頁。渡邉金造『平田篤胤研究』(鳳出歴史
- 川弘文館、二〇一五年)二六七頁、三九二頁。(6)宮地正人『歴史のなかの「夜明け前」――平田国学の幕末維新』(吉
- 集、二〇〇九年・(四)第一五九集、二〇一〇年。集、二〇〇五年・(二)第一二八集、二〇〇六年・(三)第一四六集、二〇〇六年・(三)第一二二
- ―三九五頁、四〇二頁。 (8)中川和明『平田国学の史的研究』(名著刊行会、二〇一二年)三九四

- (9)磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜――宗教・国家・神道
- 社、二〇一二年)二二〇頁。 社、二〇一二年)二二〇頁。 常田麻子『知の共鳴――平田篤胤をめぐる書物の社会史』(ぺりかん
- (一四—二五)」(前掲報告書(7)第一二二集、二一二頁)。 頁·四九一頁)。「(七八)明治三年八月十三日付平田延胤書簡両親宛治三年十二月四日付書簡」(前掲報告書(7)第一二八集、四三五(11)両親宛平田延胤書簡「(一五)明治三年五月九日付書簡」・「(五八)明
- (12)「気吹舎日記」(前掲報告書(7)第一二八集)三九六—三九八頁。
- 照。(13)安丸良夫『近代天皇像の形成』(岩波書店、一九九二年)一七九頁参
- 学校教育の生成過程』(風間書房、二〇〇七年)四七一―四七四頁。(4)熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究――近代
- (15) 宮地前掲書(6) 二六六頁。
- 掲報告書(7)第一二八集、四九三頁)。(16) 両親宛平田延胤書簡「(六一)明治四年日付不明書簡(秋頃カ)」(前
- 料』岩田書店、二〇〇三年、三四八―三五四頁)。 雄・銕胤から栄樹様・平武様宛」(田崎哲郎編著『三河地方知識人史 4―〇〇〇〇四一〇〇―〇四二〇〇)。「⑤明治五年八月一日付 胤(17) 国立公文書館「宮内省七等出仕平田延胤辞表ノ件」明治五年一月(任
- 館所蔵)。 格調幷請書」〈社寺課〉明治五年壬申ヨリ甲戌ニ至ル(東京都公文書「牛島大神」(歴博所蔵 H―一六一五―四―三―六九―二三)。「諸社「牛島大神」(歴博所蔵 H―一六一五―四―三―六九―二―二九)。(8)「牛嶋御社其外近年板下之書」(国立歴史民俗博物館所蔵[平田篤胤関
- なに改めた(以下同様)。 い、追記等はカッコ内に示した。また、送り仮名部分の漢字表記はかい、追記等はカッコ内に示した。また、送り仮名部分の漢字表記はか掲書(17)三四九頁)。なお、史料引用に際しては、適宜読点等を補(19)「⑤明治五年八月一日付 胤雄・銕胤から栄樹様・平武様宛」(田崎前
- (20) 両親宛平田延胤書簡「(三) 明治三年四月八日付書簡」(前掲報告書

- (7) 第一二八集、四二四頁)。
- (21) 鵜崎熊吉『青山胤通』(青山内科同窓会、一九三〇年)二二―二三頁。
- (22) 平田篤胤『志都能石屋』下(板本、一八一一年)一四丁ウラ。
- (歴博所蔵 H―一六一五―四―六―四二―一○)。 H―一六一五―四―六―四三―四)。「銕胤隠居許可書」明治七年二月一三―四―八三)。「父銕胤家督の申付書」明治七年二月(歴博所蔵(2)「平田千束命名書」明治七年二月四日(歴博所蔵 H―一六一五―三―
- ○一一年)。『福音新報』第一九一五号、昭和七年六月九日。(2)片岡優子『原胤昭の研究──生涯と事業』(関西学院大学出版会、1
- 研究所紀要』第五二巻、二〇二〇年)ほか。「国学とキリスト教――松山高吉の場合」(『明治学院大学キリスト教(増訂版)』(岩波書店、一九四〇年 [初版一九二〇年])。嶋田 彩司(2) 村岡典嗣「平田篤胤の神学に於ける耶蘇教の影響」『日本思想史研究
- | 掲書(17)三五二―三五四)。 | 掲書(17)三五二―三五四)。 | (26)「⑤明治五年八月一日付 胤雄・銕胤から栄樹様・平武様宛」(田崎前
- 一一六一五─一一二七○─一一一○○○一二年)二五六頁。「平田神社明細書」明治一一年五月(歴博所蔵 H一二年)二五六頁。「平田神社明細書」明治一一年五月(歴博所蔵 H (27) 遠藤潤「教祖論・教団論からみた平田国学──信仰・学問と組織」幡
- ――四七頁。――四七頁。――四七頁。――四七頁。(2)河村忠伸『近現代神道の法制的研究』(弘文堂、二〇一七年)一四三
- 「日本社会における神と先祖」(ぺりかん社、二〇〇八年)参照。二五頁(一部をかなに変換)。遠藤潤『平田国学と近世社会』第五章『玉鉾百首』(『本居宣長全集』第十八巻、筑摩書房、一九七三年)三二年)平田篤胤『玉襷』十之巻(板本、一八六九年)七丁ウラ。宣長の歌は
- 掲報告書(7)第一二八集、四六九頁・四七二頁・四七五頁)。明治三年十月七日付書簡」・「(四六)明治三年十月十四日付書簡」(前(31) 両親宛平田延胤書簡「(四三)明治三年九月一九日付書簡」・「(四五)

- (32)『読売新聞』明治一一年六月二五日 朝刊。『明教新誌』明治一一年五
- 五七巻、二〇一六年、三頁)参照。 藩士井口宗翰『寛斎雑記』と気吹舎情報」(『東北文化研究室紀要』第(3) 実際の篤胤の葬送は神式に近い方法だったとされる。天野真志「秋田
- 大學院紀要――文学研究科』第四七輯、二〇一六年)。 教と国家――平田国学の仏教批判と仏教からの反批判」(『國學院大學(34)中川前掲書(8)一〇六―一〇九頁。遠藤潤「幕末における国学・仏
- 第一二八集、一五二頁)。 第一二八集、一五二頁)。 「気吹舎日記」天保一一年一一月四日・二一日条(前掲報告書(7)
- (36) 宮地前掲書(6) 三九一頁。
- テ。 テ。同『伊吹於呂志』下(板本、一八六二年)一丁ウラ―二丁オモ(37)平田篤胤『鬼神新論』(板本、一八六五年)二九丁ウラ―三〇丁オモ
- 三)ほさなら。 像の変容の中で」(『現代思想――仏教を考える』青土社、二〇一八(38)吉田麻子前掲書(10)三九八頁。山下久夫「平田篤胤の仏教――世界
- (39) 遠藤前掲論文 (27) 二五九頁。
- (⑷)「本教教会願書一括」(歷博所蔵 H―一六一五―三―一八―二―二
- 頁。(42)藤井貞文『明治国学発生史の研究』(吉川弘文館、一九七七年)六六
- 書」E15)。(43)「本教教会規約」(沼津市明治資料館所蔵「三津羽田家・河内海瀬家文
- 文案は「本教教会規約」(前掲資料(43) Ε15)に収録。(44)「誓詞案(気吹舎入門)」(前掲史料(43) Ε23)。本教教会「誓約」の
- (45)「⑦[年欠——一八七八年]寅八月三十一日」(見城前掲論文(41)三

- 号、一九八九年、一四―一五頁。前掲史料(43) I 27)ほか。(富士万)宛平田銕胤書簡の紹介から」『沼津市博物館紀要』第一三付(樋口雄彦「伊豆における平田派国学門人の一動向――羽田直秀一頁)。「史料23富士万宛平田銕胤・胤雄書簡」明治一一年九月一八日
- 紀要』第五〇号、二〇〇五年、一九〇—一九一頁)。 「史料紹介 平田家から羽田野敬雄宛書簡」『愛知大学綜合郷土研究所)「⑩寅(明治十一年一一月四日付 加年胤から佐加喜様宛」(田崎哲郎
- (46) 一九三頁)。 「⑭(明治十二年)二月廿六日付 銕胤から神木君宛」(田崎前掲論文

47

46

48

- (4) 宮地前掲書(6) 二六八—二六九頁。
- (50) 宮地前掲書(6) 二六七頁。
- 一九三三年)二七八頁。 (51) 矢野太郎『矢野玄道』〈愛媛縣先哲偉人叢書第一卷〉(愛媛県教育会、
- 年)参照。 日本宗教史 第二巻 国家と信仰――明治後期』(春秋社、二〇二一日本宗教史 第二巻 国家と信仰――明治後期』(春秋社、二〇二一を行っている。齋藤公太「国家神道と教派神道」島薗進ほか編『近代(2) 教部省に出仕した平田門人の井上頼囶は他教会の官許手続きにも助言
- (53) 藤井前掲書(42) 六四三—六四五頁。
- 前掲論文(45)二二頁。前掲史料(43)Ⅰ39②)。(54)「史料32 富士万宛平田胤雄書簡綴②」明治一五年二月二一日付(樋口
- 店、一九八八年)三九七―三九八頁ほか参照。織物語(中之巻)」(『宗教と国家』〈日本近代思想大系五〉、岩波書(5)) 直轄教会は別派独立の前段階とも位置づけられる。常世長胤「神教組
- (56) 『太教新報』第九二号、明治一五年二月二二日「雑報」。
- 論文(45)一九―二〇頁。前掲史料(43)Ⅰ33)。(57)「史料29富士万宛平田胤雄書簡」明治一五年三月二九日付(樋口前掲
- (58) 前掲史料 (57)。

当該書簡に、 される皇学所の祭神に大国主大神は含まれていない。 新と教育』(吉川弘文館、一九八七年)三五九―三六〇頁。ここに示 る。皇学所祭神は、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集 四 雄が選出されたとあるが、惟神教会の実態は不明点が多く調査を要す 惟神教会会長の本居豊穎の辞任にともない後継として胤 明治維

59

- 60 中川前掲書(8) 四〇五—四〇六頁。
- 61 前揭史料 57
- 62 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」(前掲書 五四五頁。 55 五四一|
- 63 「神道教院教会名簿」 文書館所蔵)。 〈第三課社寺掛〉明治二六年一月改(東京都立公

以志

⑤盛胤 明治19年養子 昭和20年没

- 64 「印行社設立廣告」『太教新報』第七号、 明治一四年六月五日。
- 65 藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、 二〇〇七年)二一六一二一七
- 66 小林健三 八三頁。 『平田神道の研究』 (古神道仙法教本庁、一九七五年)
- 67 吉永進一「はじめに」大谷栄一ほか編『近代仏教スタディーズー 教からみたもうひとつの近代』 (法藏館、二〇一六年) v—.ix頁。
- 前揭資料 (56)「社説」ほか。

69

68

「史料24富士万宛平田銕胤書簡」

揭論文(45)一五頁。前揭史料

(あいざわ みの ŋ (指導教員:斎藤 佛教大学文学研究科研究員) 英喜

明治一一年一〇月一九日付(樋口前 二〇二一年九月二十七日受理 仏 おりせ ①篤胤 天保14年没 ②銕胤 織瀬 明治13年没 佐久間家 銕弥 胤好 原胤昭 ④胤雄 ③延胤 ふじ 糸子 てふ (糸子弟) 明治19年没 明治5年没 千束 青山胤通 (夭折) (養子・離縁)

> 渡邉金造『平田篤胤研究』(鳳出版、1978年 [1942年初版]) 518頁 「平田篤胤略系譜」をもとに作成。

【資料】 平田家略家系図